

事 務 連 絡
令和 7 年 1 0 月 3 日

各市町村 保育所・認定こども園 担当課長 様

こども支援課保育政策担当

保育所等で乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合の取扱いについて

本県の保育行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

乳児等通園支援事業の認可に当たっては、令和 7 年 1 0 月 1 日付けこ支援第 4 9 6 号「乳児等通園支援事業の認可に当たっての留意事項について」により、保育所等における施設の認可等事項の変更手続きが必要な旨について、御連絡したところです。

ついては、保育所等において乳児等通園支援事業を実施する場合の認可事項等変更手続きについては、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 認可事項等の変更手続き

(1) 既に認可を受け設置している認可保育所及び認定こども園で乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合は、乳児等通園支援事業として認可する保育室の面積を減少させた上で、減少後の面積が当該保育所等の面積基準を満たしているかを確認する。

基準を満たしていない場合は、乳児等通園支援事業において認可を行う面積を調整するなど必要に応じて設置主体に是正を指導すること。

(2) 基準を満たしている場合は、児童福祉法及び認定こども園法（通称）の規定に基づき、乳児等通園支援事業の認可日までに次の様式により、市町村を通じて県に送付すること。

【様式】

- ・（保育所の場合）児童福祉施設内容変更届
- ・（認定こども園の場合）埼玉県幼保連携型認定こども園認可事項等変更届

* 様式は、埼玉県 H P に掲載しております。

2 留意事項

(1) 乳児等通園支援事業を保育所等と一体的に運営する場合においては、「乳児等通園支援

事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」により、乳児等通園支援事業及び保育所等の利用者の年齢の区分ごとの設備や職員を備え、かつ、乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児及び保育所等の利用者の処遇に支障がないことが前提となるものですので、各市町村及び保育所等の設置主体においては、この点を事前によくご確認ください。

(2) 地域型保育事業を行う施設や認可外保育施設において、乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合の取扱いについては、各市町村長が定める手続きに従ってください。

(参考1) こども家庭庁の「令和7年度こども誰でも通園制度に関するQ & A」(抜粋)

Q58 保育所等が一般型乳児等通園支援事業を一体的に行う場合、当該保育所等の保育室の床面積を当該一般型乳児等通園支援事業の保育室の床面積と重ねて認可してよいか。

A58 保育室等の床面積については、こどもの人数に応じて必要となる面積を確保する必要があるため、保育所等における保育室の面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として認可することはできません。

(参考2) 埼玉県HP

- ・ 保育所：<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0616/kosodate-hoiku-hoiksyo.html>
- ・ 認定こども園：<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0616/kosodate-kodomoen-kodomoen.html>

担 当 保育政策担当

電 話 048-830-3328

E-mail a3330-01@pref.saitama.lg.jp